

川越市介護保険規則の一部改正（案）の概要

平成25年2月
福祉部介護保険課

1 趣旨

介護保険法に定める居宅介護福祉用具購入費及び介護予防福祉用具購入費並びに居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について、現行の償還払い方式に加え、新たに受領委任払い方式（福祉用具購入費及び住宅改修費の受領の権限を申請者から委任された事業所に直接支払う）を採用します。これに伴い、川越市介護保険規則の一部を改正しようとするものです。

2 主な内容

- (1) 介護保険法第44条に定める居宅介護福祉用具購入費及び介護保険法第56条に定める介護予防福祉用具購入費の支給について、受領委任払い用の申請書の様式として、受領委任払いに必要な事項の記入欄を設けたものを新たに加えようとするものです。
- (2) 介護保険法第45条に定める居宅介護住宅改修費及び介護保険法第57条に定める介護予防住宅改修費の支給について、受領委任払い用の申請書の様式として、受領委任払いに必要な事項の記入欄を設けたものを新たに加えようとするものです。
- (3) 川越市介護保険規則中の規定の一部について、文言の整理を行おうとするものです。（なお、この部分は、川越市意見公募手続条例第4条第4項第8号ロに該当するため、意見募集の対象外となります。）

4 施行期日

この規則は、平成25年4月1日から施行しようとするものです。